

重要

令和3年度果樹経営支援対策事業（第2次）の実施要望について

りんご園の改植などを支援する「果樹経営支援対策事業」の実施要望を受け付けいたします。下記「1. 優良品目・品種への改植又は新植」を希望する方は【実施要望書（右半面）】に必要事項を記入し、園地の公図を添付の上、役場産業課へ提出してください。

※今回は国の予算の都合上、「防風網・防霜ファンの整備」、「小規模園地整備」、「用水・かん水施設設置」「廃園」の申込みはできませんので、ご了承ください。

I. 助成対象者

町果樹産地計画で位置付けられた担い手（※次の①から④のいずれかに該当する者）

- ① 認定農業者
- ② 本人または後継者が65歳未満で、果樹経営面積が0.8ha以上の農業者
(ただし、ぶどう単作の場合は、その経営面積を0.5ha以上とする。)
- ③ 本人または後継者が65歳未満で、エコファーマー資格を有し、かつ、果樹経営面積が0.7ha以上の農業者
- ④ 認定新規就農者

※経営面積 … 農業委員会の農地基本台帳に記載されている経営農地（果樹）の面積

II. 助成内容

事業の内容	補助率	その他の要件
1. 優良品目・品種への改植又は新植		実施面積：2a以上
(1) りんご		<ul style="list-style-type: none"> ● 通常の植栽密度を有し、かつ過去5年以上通常の生産が行われている園地 ● 過去に補助事業で植栽した果樹の場合、8年以上経過していなければ実施は不可
① わい化への改植	① 定額：33万円/10a	
② 普通台への改植	② 定額：17万円/10a	
③ 高密植栽培への改植	③ 定額：53万円/10a	
④ 超高密植栽培への改植	④ 定額：73万円/10a	
(2) 落葉果樹普通樹への改植（ぶどう・おうとう・桃）	定額：17万円/10a	
(3) 新植①慣行栽培(普通台・その他落葉果樹)	① 定額：15万円/10a	
②わい化栽培	② 定額：32万円/10a	
③高密植栽培	③ 定額：52万円/10a	
④超高密植栽培	④ 定額：71万円/10a	

※わい化への改植 … トレリスは支柱の一部として、定額の対象経費とすることができます。

※高密植栽培は165本/10a、超高密植栽培は250本/10a以上から対象となります。

■優良品目・品種 … 町果樹産地計画で位置付けられた振興品種・品目のこと。

優良品目	優良品種（助成の対象となる品種）
りんご	ふじ、王林、つがる、ジョナゴールド、早生ふじ系、陸奥、紅玉、トキ、きおう、シナノゴールド、シナノスイート、北斗、金星、みよしレッド、しおりの詩、恋空、星の金貨、春明21、千雪、はつ恋ぐりん、あおり25、ぐんま名月、もりのかがやき、大紅栄、おいらせ、メルシー、華宝、紅はつみ

※その他果樹の優良品種についてはご確認ください

*** ウラ面につづく ***

令和3年度 果樹経営支援対策整備事業（第2次）の実施要望書（優良品目・品種への転換）

I. 事業主体（農業者）の担い手要件

農業者氏名	農業者住所	電話番号	担い手の区分	果樹経営面積 (担い手の区分が②・③の場合記入)
印 鶴田町大字		0173-	①・② ③・④	ha
		■ 自宅 ■ 携帯		

※担い手の区分 ① 認定農業者

② 本人又は後継者が65歳未満で、果樹経営面積が0.8ha以上の者（ただし、ぶどう単作の場合は0.5ha以上）

③ 本人又は後継者が65歳未満でエコファーマー資格を有し、かつ、果樹経営面積が0.7ha以上の者

④ 認定新規就農者

II. 事業の内容

園地 番号	園地の所在地 (1筆ごとに記入)	実施面積	転換元（伐採樹の現況）			転換先（新たに植栽する内容）			
			普通樹またはわい化の区分 (〇で囲む)	品種名 (品種ごとに記入)	伐採 本数	過去の補助事業による植栽の有無	普通樹またはわい化の区分 (〇で囲む)	品種名 (品種ごとに記入)	植栽 本数
1	市・町 大字 番地	m	普通・わい化		本	有・無	普通・わい化 高密植・超高密植	本	×
2	市・町 大字 番地	m	普通・わい化		本	有・無	普通・わい化 高密植・超高密植	本	×
3	市・町 大字 番地	m	普通・わい化		本	有・無	普通・わい化 高密植・超高密植	本	×
4	市・町 大字 番地	m	普通・わい化		本	有・無	普通・わい化 高密植・超高密植	本	×
合計		m			本				

III. 消費税申告（〇で囲む）

課税事業者	消費税率	
	① 本則課税	② 簡易課税
免税事業者	③ 免税	

Ⅲ 申込み締切

令和3年7月16日（金）【厳守】

Ⅳ. 留意事項

- * 事業実施に当たり、国へ実施計画を提出します。改植する樹や植栽本数、植栽間隔など、改植後の園地のイメージをしっかりと固めて来てください。
漠然と「この辺を1反歩」などでは、実施計画が作れません。
実施園地が町外の場合は、各市町村税務担当課、または法務局で図面を請求してください。

- * 実施にあたっては、青森県青果物価格安定基金協会へ会費2,000円をお支払い頂きますので、通帳と銀行印を持参してください。

- * 要望額が国の予算を上回った場合、事業実施者などが設定する構造改革目標ポイント（以下「ポイント」）をもって、事業のできる・できない（採択・不採択）が決められます。
つまり、ポイントが低いと事業ができない（不採択）場合もありますのであらかじめご了承ください。

- * 改植事業の着工（りんご樹の伐採や抜根）が可能となるのは、原則として令和3年産の収穫が終わってからとなります。（事業実施園地の伐採予定樹を事前確認します。）

- * 本事業では、領収書がそろわないと事業完了となりません。
したがって、事業実施者は経費の全額を一度自己負担する必要があります。
（ただし、JA 購買未収など秋に一括支払いをしている業者に限り納品書でも可）

- * 補助金の交付は、年内完了分は令和4年3月下旬、翌年完了分は、令和4年9月下旬の予定です。

////////////////////////////////////
果樹未収益期間支援事業について
////////////////////////////////////

果樹経営支援対策事業により、優良な品目・品種への改植を実施した場合に発生する未収益期間を支援します。

I. 助成対象者

果樹経営支援対策事業による改植の実施者

II. 助成内容

事業の内容	補助率	その他の要件
1. 果樹経営支援対策事業により改植した園地の未収益期間を支援	定額：22万円/10a (5. 5万円/10a×4年分)	● 下限面積：2a ● 同一人物が複数園地を改植した場合、改植面積をまとめることができる ● 複数年の面積合算は認められない